

月刊 こう食品法令 【2018年 2月号】

- 目次
- ①【お知らせ】 今月の法改正等の情報
 - ②【事故予防】 先月の回収事故から学ぶ
 - ③【案内】 基本を知る ④【Q&A】 疑問をほぐす
 - ⑤【コラム】 ちょっと深く、考える ⑥【シリーズ】 海外編

【お知らせ】 今月の法改正等の情報

平成30年2月1日、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第21条の規定に基づき、食品添加物公定書(第9版)が作成されました(薬生食基発0201第1号、厚生労働省医薬・生活衛生局 食品基準審査課長)。

第9版 食品添加物公定書の略名を「食添九」、「食添9」又は「JSFA-IX」とする。
昨年11月30日に官報告示。平成19年の第8版公定書の告示以来、10年ぶりの改正。

今回の改正のポイント

- (1) 既存添加物89品目に係る成分規格(89項目)を作成
- (2) 指定添加物355品目に係る成分規格(378項目)、既存添加物127品目に係る成分規格(132項目)、一般飲食物添加物3品目(3項目)及び「合成膨張剤」の成分規格について、重金属試験の見直し等の改正 等



食品表示基準通知第10次改正(既存添加物名簿の改正)平成30年2月8日消食表第58号

厚生労働省HP「第9版食品添加物公定書」資料から作成

※続きはPage1-2(会員)で記載しています。

【事故予防】 先月の回収事故から学ぶ 2018年1月

事件	時期	違反内容
オレンジのアレルギー	2018. 1.15	準チョコレートアソート商品において、一括内の原材料名欄にはオレンジの記載があるも、枠外の任意表示の「原材料に含まれるアレルギー物質(27品目中)」に「オレンジ」の記載が漏れていた。

一括表示枠外の任意表示の表題が「原材料に含まれるアレルギー物質(27品目中)」のようにアレルゲンを27品目と記載しているため、推奨表示を含めて表示ありと理解できるので正確です。ただし27品目が改正されて修正するリスクはあります。「特定原材料等」であれば修正なしですが。

食品表示基準ではアレルゲンをやむをえずに一括表示する場合は代替表記等の省略はできず、全てのアレルゲンを表示することになります。

※ 回収事故の解説はPage2-2(会員)で記載しています。

【案内】 基本を知る

米トレサ法の個々の対象品目の対象範囲は食品表示基準の原料原産地表示の範囲より広く設定されています。従って、個々の品目がどちらの法令で表示するのか、まず確認することが重要となります。

米トレサ法の対象品目

玄米、精米は基準に基づき表示する。ただし強化米は米トレサ法で表示する。

米穀：もみ、**玄米**、**精米**、砕米（ビタミン強化米を含む）

主要食糧に該当するもの：**米粉**、米穀をひき割りしたもの、ミール、**米粉調製品**（もち粉調製品を含む）、米菓生地、**米こうじ**等

米飯類：各種弁当、各種おにぎり、ライスバーガー、赤飯、おこわ、米飯を調理したもの、包装米飯、発芽玄米、乾燥米飯類等の米飯類（いずれも、冷凍食品、レトルト食品及び缶詰類を含む。）

米加工食品：**もち**、**だんご**、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

【Q&A】疑問をほぐす

当該食品がどこの
国でつくられたか、当
該情報は必要となる
でしょうか？

【Q70】 業務用加工食品は輸入品でない場合は「国内製造」と表示しなければいけないのですか？

※ 解答と解説はPage4-2、3(会員)で記載しています。

米トレサ法との関係を理解していますか？

米トレサ法で国産米使用と原材料名と離れて記載してあれば修正が必要です。

基準 第3条2項 抜粋

1 対象原材料の原産地を、原材料名に対応させて表示します。

ここで、「対象原材料」とは使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料(重量割合上位1位の原材料)のことです。。

ただし、①酒税組合法と②米トレサ法で原産地を表示する原材料は適用外とされています。

- ① 「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」第86条の6第1項の規定に基づく酒類の表示の基準において原産地を表示することとされている原材料
- ② 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」第2条第3項に規定する指定米穀等の原材料である米穀

ここで、「米穀及び別表第15の1の(6)に掲げるもち」は適用外から除外されていることから、当該基準第3条2項が適用されます。

※ 解説はPage5-2(会員)で記載しています。

海外の食品表示の内容を知ることにより輸出や輸入業務に役立ててください。東南アジアを中心に主要国の英文対訳を掲載します。

原文

Food⁹ or food constituent refers to energy, nutrients, related substances, ingredients, and any other feature of a food, a whole food, or a category of foods on which the health claim is based. The category of food is included in the definition because the category itself may be assigned a common property of some of the individual foods making it up.

対訳

食品または食品成分は、エネルギー、栄養素、関連する物質、成分、及びその他の食品の特徴、食品全体、または健康強調表示がある食品のカテゴリ--に言及する。

食べ物のカテゴリはカテゴリ自体に共通のそれを構成する個々の食品の性質という理由で定義に含まれています。

<単語集>

constituent: 成分
feature: 特徴

substance: 物質
property: 属性

ingredient: 成分
individual: 個々の

【次号3月につづく】

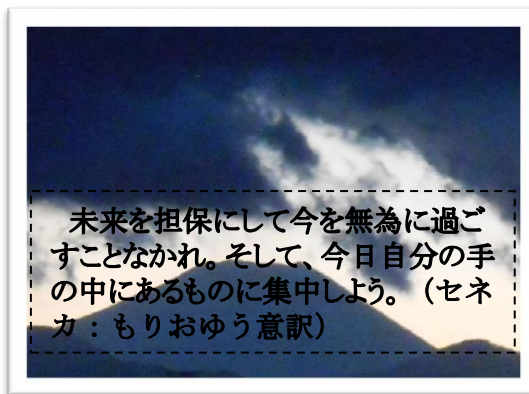
A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2018年も実務に役立つ内容になるよう、発信してまいります。

月刊 こう食品法令 【2018年 2月号】



著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。